

○相続登記義務化について

法律改正により、令和6年4月1日から、相続登記が義務化されることになりました。

下記の地域に所在する土地及び建物の相続登記手続き先は、札幌法務局岩見沢支局です。

詳しくは「法務省ホームページ（あなたと家族をつなぐ相続登記）」（リンク先 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html）をご覧ください。

御自身で相続登記手続きが困難な場合は、司法書士に御相談ください。

【管轄地域】

岩見沢市、三笠市、美唄市、月形町、栗山町、長沼町、由仁町、南幌町、夕張市